



# 情報(第71号)



令和元年 11月8日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

徳佐林檎：台風19号で実は落ちないものの揺れて傷がついたという（令和元年11月3日）

# 同一労働同一賃金



## 1 企業における労働者の実態

大企業・中小企業を問わず、同一企業内において「正規労働者」とともに「非正規労働者」（パートタイム労働者、契約社員・有期雇用労働者）が働いていることが多く見られます。

同一労働同一賃金が令和 2 年 4 月 1 日より施行されることから（中小企業ではその 1 年後）、賃金面を中心として改正することが避けられず、無策であるときは労使間の紛争に発展することが予想されます。

現時点では、これに対する問題意を有しているべきです。皆様の企業は大丈夫でしょうか。

## 2 働き方改革二大項目

働き方改革とは、多岐にわたる項目があるところ、「時間外労働の上限規制」と「同一労働同一賃金」が二大項目です。

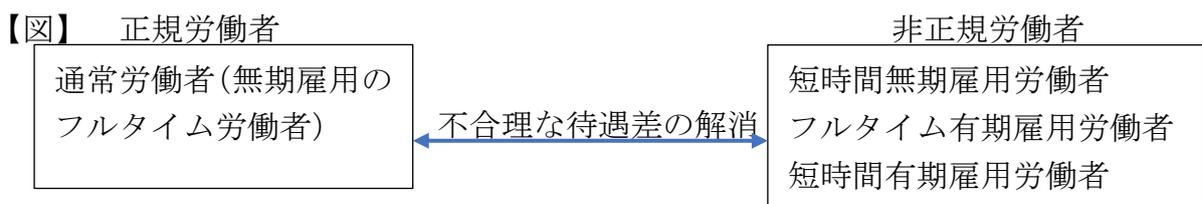
どちらも対応が悩ましいです。簡単に述べますと、時間外労働の上限規制は、主としてワークライフバランスを向上させる労働者に向け、一方、同一労働同一賃金は、多様な働き方、個性ある働き方を正當に評価し、生産性の向上を目指そうとする経済戦略と評価できます。

今号では、同一労働同一賃金について概要を解説します（派遣労働者については別途解説します）。

## 3 同一労働同一賃金の意義

同一労働同一賃金とは、わかったようなわからない漠然とした単語です。別の表現を考えてみると、非正規労働者待遇改善、不平等基準、評価透明基準ともいえるべき内容です。政府は、「同一企業・団体におけるいわゆる正規労働者（無期雇用フルタイム労働者）非正規労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。同一企業内における正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします」と表明しています（厚生労働省HP）。

図のとおり、正規労働者と非正規労働者との待遇差が問題となります。



## 4 不合理な待遇差の解消

正規労働者と非正規労働者とで、①職務内容（業務内容及び責任の程度）、②

職務内容・配置の変更の範囲が同一であるときは、差別的取扱いが禁止され、これを均等待遇と呼びます。

多くの企業では、正規労働者と非正規労働者間には、待遇に差があることが通常で、①職務内容（業務内容及び責任の程度）、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差が禁止され、これを均衡待遇と呼びます。

一口で言うなら、非正規労働者の待遇を適正化する趣旨です。

## 5 同一労働同一賃金ガイドライン(厚生労働省告示第430号)

前項について、厚生労働省のガイドライン（指針）から、なるべくわかりやすい例をいくつか紹介してみましょう。

精皆勤手当	通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の精皆勤手当を支給しなければならない。
通勤手当及び出張旅費	短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の通勤手当及び出張旅費を支給しなければならない。
特殊作業手当	通常の労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に従事する短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊作業手当を支給しなければならない。
賞与	会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。 また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

## 6 賃金体系の明確化

不合理な待遇差の禁止とは、賃金面で大きく問題となり、手当の趣旨が不明確なものがあれば、差があることを正当化できなくなります。4のとおり、職務内容等が同一ならば差別的取扱いが禁止されるのですから、非正規労働者の名のもとに責任の度合いが異なる等の主観的・抽象的理由だけでは説明とはなり得ません。したがって、自社の賃金体系の点検・整備が必要となります。

なお、賃金のみならず休憩室や食堂等の利用など、福利厚生においても不合理な待遇差解消の対象となります。

良好な雇用環境は事業継続・成長の第一歩です

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦  
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
 URL: https://ginza-syaroushi.com/